

食 品 安 全 委 員 会 第 101 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平 成 17 年 6 月 30 日 (木) 14:00 ~ 15:36

2 . 場 所 食 品 安 全 委 員 会 大 会 議 室

3 . 議 事

(1) 食 品 安 全 基 本 法 第 24 条 に 基 づ く 委 員 会 の 意 見 の 聴 取 に 関 す る リ ス ク 管 理 機 関 か ら
の 説 明 に つ い て

・ 遺 伝 子 組 換 え 食 品 等 3 品 目

「 チ ョ ウ 目 害 虫 抵 抗 性 及 び 除 草 剤 グ ル ホ シ ネ ー ト 耐 性 ト ウ モ ロ コ シ B t 10 」
に 関 す る 措 置 に つ い て

ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J 101 系 統 及 び ラ ウ ン ド ア ッ プ

・ レ デ ィ ー ・ ア ル フ ァ ル フ ァ J 163

除 草 剤 グ リ ホ サ ー ト 耐 性 ワ タ M O N 88913

(農 林 水 産 省 か ら の 説 明)

(2) 食 品 安 全 基 本 法 第 24 条 に 基 づ く 委 員 会 の 意 見 の 聴 取 に つ い て

・ 農 薬 カ ズ サ ホ ス に 関 す る 食 品 健 康 影 響 評 価 に つ い て

(3) プ リ オ ン 専 門 調 査 会 に お け る 審 議 状 況 に つ い て

・ 「 1000 以 上 で 焼 却 処 理 し た 肉 骨 粉 の 焼 却 灰 及 び 炭 化 物 を 肥 料 と し て 利 用 す る
こ と 」 に 係 る 食 品 健 康 影 響 評 価 に 関 す る 審 議 結 果 (案) に つ い て の 意 見 ・ 情 報 の
募 集 に つ い て

(4) か び 毒 ・ 自 然 毒 等 専 門 調 査 会 に お け る 審 議 状 況 に つ い て

・ 「 佐 賀 県 及 び 佐 賀 県 嬉 野 町 が 構 造 改 革 特 別 区 域 法 (平 成 14 年 法 律 第 189 号) に
基 づ き 提 案 し た 方 法 に よ り 養 殖 さ れ る ト ラ フ グ の 肝 」 に 係 る 食 品 健 康 影 響 評 価 に
関 す る 審 議 結 果 (案) に つ い て の 意 見 ・ 情 報 の 募 集 に つ い て

(5) 動 物 用 医 薬 品 専 門 調 査 会 に お け る 審 議 状 況 に つ い て

・ 鶏 コ ク シ ジ ウ ム 感 染 症 (ア セ ル ブ リ ナ ・ テ ネ ラ ・ マ キ シ マ ・ ミ チ ス) 混 合 生 ワ ク
チ ン (パ ラ コ ッ ク ス - 5) に 係 る 食 品 健 康 影 響 評 価 に 関 す る 審 議 結 果 (案) に つ
い て の 意 見 ・ 情 報 の 募 集 に つ い て

(6) 食品安全モニター課題報告「食の安全性に関する意識等について」(平成 17 年 5 月実施)

(7) その他

4 . 出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 松本大臣官房参事官

農林水産省 境菜事・飼料安全室長

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、福田評価調整官

5 . 配付資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 B t 10 関連

資料 1 - 3 安全性の確認に当たり意見を聴取する飼料の概要

資料 2 カズサホスに係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料 3 プリオン専門調査会における審議状況について

資料 4 かび毒・自然毒等専門調査会における審議状況について

資料 5 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

資料 6 食品安全モニター課題報告「食の安全性に関する意識等について」(平成 17 年 5 月実施)

資料 7 専門調査会及び専門委員の任免に係る今後の取扱いについて(案)

資料 8 茨城県における鳥インフルエンザの発生について

資料 9 米国における B S E (2 例目) の確定について

6 . 議事内容

○寺田委員長 ただいまから、「食品安全委員会」第 101 回の会合を開きます。本日は 7 名の委員全員が御出席でございます。

また、本日は農林水産省から境薬事・飼料安全室長及び厚生労働省から松本大臣官房参事官に出席していただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第101回会合）議事次第」がございますので、御覧ください。

資料の確認をお願いいたします。本日の資料は11点であります。

資料1-1が「食品健康影響評価について」。

資料1-2が「Bt10関連」。

資料1-3が「安全性の確認に当たり意見を聴取する飼料の概要」。

資料2が「カズサホスに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料3が「プリオン専門調査会における審議状況について」。

資料4が「かび毒・自然毒等専門調査会における審議状況について」。

資料5が「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」。

資料6が「食品安全モニター課題報告『食の安全性に関する意識等について』の結果（平成17年5月実施）」。

資料7が「専門調査会及び専門委員の任免に係る今後の取扱いについて（案）」。

資料8が「茨城県における鳥インフルエンザの発生について」。

資料9が「米国におけるBSE（2例目）の確定について」であります。

お手元に資料ございますね。

それでは、議事に入らせていただきます。「（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。

資料1-1にありますとおり、6月28日付けで農林水産大臣から食品健康影響評価の要請がありました遺伝子組換え食品等3品目につきまして農林水産省から説明があります。農林水産省の境薬事・飼料安全室長、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。

○境薬事・飼料安全室長 それでは、まず資料1-1を御覧ください。

今、委員長からお話ございましたように、今日は遺伝子組換え体につきましての食品健康影響評価のお願いでございます。

「記」にございますように、成分規格等省令の別表第1の1の（1）のシただし書き。この「シ」といいますのは、農水大臣が飼料安全法に基づきまして遺伝子組換え体の安全性の確認を行うことができるようになっております。また、ただし書きにつきましては、安全性の確保に支障がないものとして基準を定めることができるということになっており

ます。

これらにつきましては、いずれも食品安全基本法の規定に基づきまして、「食品安全委員会」の食品健康影響評価をお願いするということになっております。

1の方が、ただし書きの規定に基づきます基準でございます。

2の方が、安全性の評価ということでありまして、対象となる品目はチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B t 10 というものでございます。

次に、裏のページに参りまして、更に3品目の評価をお願いしておりまして、これにつきましては飼料の安全性についての確認でございます。ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J 101 系統、J 163 系統。それから、除草剤グリホサート耐性ワタ M O N 8891 3 系統でございます。

詳しくは、資料1 - 2を御覧いただきたいと思います。

まず、その説明に入ります前に、こういった組換えDNA技術応用飼料につきましてはの手続きでございますけれども、先ほど御説明しましたように、飼料安全法に基づきまして農林水産大臣が飼料としての安全性の確認をするということが規定されております。

そのプロセスでございますけれども、家畜に対する安全性につきましては「農業資材審議会」で御審議をいただくことになっております。一方で、人に対します安全性につきましては、本委員会の食品健康影響評価を受けるということになっております。

「食品安全委員会」の方から答申をちょうだいしましたら、その内容を含めまして再度「農業資材審議会」の方で御審議をいただきまして、最終的に「農業資材審議会」の答申をいただくということになっております。その答申の結果を受けまして、私どもの方でリスク管理措置を講ずるといような流れになってまいります。

資料1 - 2でございますけれども、簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

まず、「1 背景」でございますけれども、「(1) B t 10 とは」というところがございます。

これは、先ほど題目にございましたように、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B t 10 というものでございまして、これは B t 11 というものと同時期に開発されたものでございます。この B t 11 の方が商品化されて、B t 10 の方はその過程で開発が断念されたというものでございまして、したがって、B t 10 につきましては安全性評価が行われずに、その申請に必要なデータも十分に蓄積されておりません。

こういった中で、今年の3月22日の夕方に米国政府の方から私どもに報告がございまして、2001年から2004年の間に米国におけるトウモロコシの栽培面積の0.01%で、このB

t 10 が B t 11 と誤って栽培されていたという報告がなされております。

(2) が、我が国の飼料用トウモロコシの需給事情でございますけれども、トウモロコシ 1,200 万トンを使用しておりますけれども、そのうちの 96% が米国産ということになっております。配合飼料が年間約 2,400 万トン製造されますから、配合飼料の半分はこの米国産のトウモロコシということになっております。

そのほかに、少量でございますけれども、コーングルテンフィード、コーングルテンミールといったものが 7 万トン弱輸入されております。

「 2 現在のリスク管理措置 」でございますけれども、先ほど申しましたように、データが十分でないということで、いずれの国におきましてもフルの評価は行われておりません。しかるに、私どもとしましては、当面のリスク管理措置としまして、として独立行政法人肥飼料検査所がトウモロコシを輸入される際に B t 10 の混入検査を行っておりまして、陽性が出ればシップバックまたは廃棄といった処置を講ずることにしております。また、 が輸入業者に対しまして米国における飼料用トウモロコシ中の B t 10 の混入検査と、陽性品の我が国への輸出禁止について要請をしております。

現在、5 月 23 日から 6 月 27 日までの検査の結果でございますけれども、19 件の検査を行ったところ、3 件で陽性の事例が出ておりまして、廃棄等の対象となりましたトウモロコシは合計で 6,552 トンということになっております。

3 番目が、海外におけます安全性評価及びリスク管理措置でございますけれども、米国におきましてもフルの評価はなされております。ただ、環境保護庁 (E P A) は B t 10 において発現するタンパク質のリスク評価を既に行っておりまして、タンパク質の発現量は少ないことが明らかになっております。

この評価を受けまして、食品医薬品局 (F D A) におきましても B t の安全性について懸念はないとするステートメントを公表しておりまして、特段のリスク管理措置は講じておりません。

E U におきましても、B t 10 のフル評価はなされておりますけれども、欧州食品安全局 (E F S A) におきましては B t 10 と B t 11 で発現するタンパク質が同じものであること、挿入された薬剤耐性遺伝子、アンピシリン耐性遺伝子に関する情報等、これも遺伝子が入っておりますけれども、タンパク質は発現されていないというような情報から、B t 10 の飼料としての安全性について懸念はないとするステートメントを公表しております。しかしながら、不確かさがあるということで、輸入飼料原料としてのコーングルテンフィード等につきましては B t 10 を含まないということの証明を求めています。

4が「課題」でございまして、農水省はアメリカ政府からの報告を受けまして、翌3月23日にプレスリリースをしております。

その中で、としまして、B t 10というのはB t 11、これは既に安全性が確認されているわけですが、食品用あるいは飼料用、両方とも日米ともに確認がなされております。このB t 11と同質のタンパク質を生産し、毒素やアレルギー物質を含まないとのE P A等の判断がある。

2番目には、我が国でB t 11についての家畜への給与試験を行っております。その結果としましては、挿入された遺伝子あるいは発現タンパク質が家畜や畜産物へ移行したという事実は認めていない。

3番目が、作付面積が少ないということから、家畜及び畜産物の安全性に問題は生じないとの当面の見解を示しております。

しかしながら、これにつきまして科学的評価はなされておられませんので、先ほど申し上げましたような検査を主体としたリスク管理措置を講じているところでございます。

今後は、当該見解に対しまして科学的評価を進めるに当たりまして、B t 10のフル評価につきましては、現段階では必要なデータは蓄積されておらず困難であることが予想される。

それから、96%をアメリカに依存しているというトウモロコシ需給事情もございまして、また、アメリカ、E Uの対応といったものを考えますと、B t 10の混入の可能性は否定できないわけですが、新たなリスク管理措置といったものを講じる必要があるのではないかというふうに考えております。

5番目が「新たなリスク管理措置」の中身でございまして、このフル評価が困難という可能性がありますので、B t 10が混入したとしても家畜に由来する畜産物の安全性に問題を生じない範囲を定めることによりまして、リスクの程度に応じたリスク管理措置を徹底する必要があると考えております。

具体的には、B t 10のフル評価が終了するまでの暫定的な措置といたしまして、既にスターリンクという、これもまた日本で確認されていないものですが、スターリンクトウモロコシと同様の混入基準に準じまして、B t 10の混入率が1%以下の許容基準を設定するという事を考えております。

6番が「食品健康影響評価」でございまして、こういった新たなリスク管理措置を講じることにつきまして、現段階で入手可能な範囲の知見に基づきまして評価をお願いしたいというふうに考えております。

7 番目が「家畜への影響に関する安全性評価及びリスク管理措置の検討」でございます。

先ほど申し上げましたように、B t 10 の家畜への影響につきましては「農業資材審議会」で検討中でありまして、現段階ではフル評価に必要な資料は一部不足しておりますことから、継続審議となっております。

しかしながら「農業資材審議会」は、家畜に対して顕著なリスクを有するとする明確な根拠はないこと、我が国の飼料の安定的供給の必要性にかんがみまして、フル評価が終了するまでの暫定的な措置が必要と考えておりまして、「食品安全委員会」の評価を受けて新たなリスク管理措置を講じることを検討するということになっております。

次の3ページでございますけれども、実際の概要でございます。

このB t 10 といいますのは、「2 安全性確認申請者」はシンジェンタ ジャパン株式会社でございます。

「3 使用方法」は、通常のトウモロコシと同様に、穀粒が家畜及び家禽用の飼料として用いられます。

「4 特徴」としましては、トウモロコシ害虫に抵抗性を有する性質、それから除草剤グルホシネートの影響を受けずに生育できる性質を付与しております。

このB t 10 は、トウモロコシ害虫に抵抗性を有するタンパク質、Cry1Ab を発現する遺伝子と、除草剤グルホシネートに耐性を示すタンパク質（P A T ）を発現する遺伝子を導入したものでございます。

次に参りまして、次は資料1 - 3 を御覧いただきたいと思っております。ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J 101 系統でございます。

1.3 に書いてございますように、これも通常のアルファルファと同様に、その茎葉部分が家畜及び家禽用の飼料として用いられます。

「1.4 特徴」としましては、除草剤グリホサート。これはラウンドアップという商品名でございますが、その影響を受けずに生育できる性質が付与されております。

括弧にありますように、グリホサートは植物中の酵素と特異的に結合しまして、その働きを阻害する。その結果、植物は必要なアミノ酸が合成できずに枯死する。このJ 101 系統はグリホサート存在下でも機能する酵素を発現する遺伝子を導入したものであって、グリホサートの影響を受けずに生育できるというものでございます。

2 番目が、同じくJ 163 系統でありまして、基本的なものはJ 101 系統と全く同じでございます。

3 番目が、除草剤グリホサート耐性ワタMON 88913 系統でございます。裏でございま

して、これは 3.3 にございますように、使用方法としましては綿毛を取り除いた綿実及び搾油後の綿実油かすが家畜及び家禽用の飼料として用いられるというものでございまして、特徴としましては先ほどのラウンドアップと同様でございます。

これら 3 品目につきましては、いずれも既に食品としての安全性は本食品安全委員会につきまして評価済みということになっております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○寺尾委員 今日、この B t 10 を含めて 4 品目出ているんですけれども、あとの 3 つについては食品としての評価が終わっているものですね。

B t 10 は、飼料としてだけ諮問が来ているということなんですけれども、これはほかのものと同じように、今までみんな飼料の場合は必ず食品とペアになっているといいますが、食品としての評価が終わった後、「農業資材審議会」で議論をしているというふうに聞いていたんですけれども、飼料だけ独立に諮問してきているというのは、もしかしたらそちらの話ではないかもしれませんが、食品としての評価というのはこれから出てくるのかどうかということ、これは厚生労働省の方ですか、お聞きしたいこと。

もう一つは、先ほど御説明の、すべてのデータがそろっているわけではないということで、すべてのデータがそろっていないのに一応申請を受け付けて、なおかつこちらに諮問をしてきたというところも、御説明ありましたけれども、そこら辺のところをもう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

○寺田委員長 それでは、まず厚生労働省の方から食品で出ているのかどうかを詳しく。

○松本大臣官房参事官 シンジェンタ社から申請等が出てきておりませんので、こちらに評価をお願いする段階にはありませんけれども、シンジェンタ社では申請に向けて、今できる限りの資料を集めている最中だと聞いておりまして、申請があり次第「食品安全委員会」に評価をお願いすることとしております。

○境薬事・飼料安全室長 2 番目ですけれども、先ほど申し上げましたように、飼料用トウモロコシは大半を米国産に依存してございまして、実は先ほど 6,000 トンあまりのものは現在、保税地域であります港湾サイロにとまっているわけです。

これをいずれシップバックするなりの対応を取られるんでしょうけれども、船は大体五万トンぐらいの積載可能な船でございまして、シップバックするにもそれなりに量がま

とまってからということもございまして、実はそういった港湾サイロで物がたまっているということで、やはり今後まだまだ続いて出てくれば需給に影響してくるということがございます。

今、厚生労働省のお話がございましたように、本来もっとデータがそろってから諮問させていただければよかったわけですがけれども、今回諮問をさせていただいておりますように、安全性の評価も一つでございますし、もう一つはいわゆる許容基準を諮問させていただいております、安全性の評価につきましてはフルデータがそろっていないということで、「農業資材審議会」の方でも継続審議となっております、恐らくこちらの「食品安全委員会」でも同様なことなのかなというふうに考えております。

ただ、先ほど説明で申し上げましたように、私どもとしましてはB t 11 と比べて恐らく安全性には問題ないだろうというふうに考えておりますし、また「農業資材審議会」も当面そういった対応というような御意見が出ております。

したがいまして、今回は許容基準を中心に御審議いただければというふうに考えているわけでございます。

○寺田委員長 よろしいですか。

○寺尾委員 いいんですけれども、許容基準は、今までも許容基準云々というのはこちらで議論しましたか。諮問は来ましたか。はっきり覚えていないんですが。

○境薬事・飼料安全室長 現在、許容基準を設定しておりますのは、スターリンクというトウモロコシ、これが2000年に我が国で安全性について確認されていないトウモロコシが飼料、あるいは食品の中に一部まじっていたということが問題になりました。これらにつきましては、実はアメリカにおきましては食品としては承認されておりませんでしたけれども、飼料用としてはアメリカでは承認されていたわけでございます。

現在の飼料安全法の扱いはどうなっているかといいますと、我が国と同等の安全性確認を行う制度を持っている国で承認されているものについては、1%以下の混入であれば入っていてもやむを得ないということで、飼料安全法違反という対応は取っていないということでございます。このB t 10 につきましても、同様の対応を取らせていただきたいということでございます。

ちなみに、スターリンクは2000年でしたので、またこの「食品安全委員会」が発足する前ということで、この許容基準の御審議は今回初めてでございます。

○寺田委員長 どうぞ。

○中村委員 1 ページにある肥・飼料検査所が13件の検査をして、3件の陽性事例が判明

したという、この陽性事例で廃棄した 6,552 トンというものも、これは混入は検出限界で、上の方に書いてある 0.05%の混入だったのか、それとも 0.1%の混入、どちらだったんですか。

○ 境薬事・飼料安全室長 現在、検査しております方法は P C R でございまして、定量できる方法ではございませんが、定性的には入っているというものでございます。

この 0.05%といいますのは、当然トウモロコシですので、粒で入っているわけございまして、現在検査しておりますのは約 500 g、1,600 粒を取りまして、それを細かく、いわゆる粉碎して、その中で 2 g を取って、抽出で P C R をかけるという方法を取っております。そういった粒の 1,600 分の 1 といった観点から、約 0.05%の感度というふうに説明させていただいております。

○ 寺田委員長 どうぞ。

○ 中村委員 そうしますと、今度許容基準を諮問されるというのは、検出限界まで P C R で、言ってみれば定性検査ですね。それでやると、やたら返品が増えてしまって、トウモロコシの需給でも影響がある可能性があるのでは、1%以下であればそういう点ではいいかなというお気持ちがあるわけですか。

○ 境薬事・飼料安全室長 1%といいますのは、粒ですので、当然測定誤差が出るわけでございます。当然、感度等も高くなればなるほど誤差が大きくなるわけございまして、現在 1%であれば誤差が大体 20%程度ということで、その程度であれば何とか基準としてはいいのかなというふうに思っております。

もっと感度を高くすれば、非常に誤差が大きくなってきますので、それはなかなか実際の判断には耐えられないかなということで、一応 1%という、スターリンクと同様の基準を御提案させていただいております。

○ 寺田委員長 どうぞ。

○ 中村委員 多分、専門調査会にこれを委託したときに、専門調査会の専門委員の方々が結構戸惑うのではないかなという気がするんです。つまり、大体安全性について懸念はないというようなあれが出て、しかし不確実性があるというようなことで、それではそこにあまり問題がないのかと思うと、しかしそうでもないんです。

現段階ではフル評価できるような必要なデータが蓄積されていないということで、だから、それではどのくらいの限度で混ざっていれば安全性に問題がない、その範囲を定めるということなんですけれども、いろんな留保条件があって、評価される側に立ってみると、非常に普通と違ってやりにくいような気がするんですけれども、それはどうなんですか。

○境薬事・飼料安全室長 先ほど、私ども安全ではないかと考えていると申し上げましたけれども、理由は先ほどの御説明の繰り返しになりますけれども、1つは既に安全性が確認されたB t 11と比べまして同じタンパク質を発現するものだというので、これは評価されているということです。

ほかに毒性物質、アレルギー物質があるという報告はない。

それから、B t 11の給与試験、これは牛、豚、鶏を使ってやったわけですが、あとは実験動物のマウスとかラットとかそういうものも使っておりますけれども、いずれもこういった注入した遺伝子とか、あるいは発現するタンパク質が畜産物に移行しているということではない。ラットでも、2世代の給与試験で特に問題は起こっていないという点から、恐らく安全性に問題はないだろうというふうに考えております。

ただ、まだわかっておりませんのは、1つは先ほどのアンピシリン耐性遺伝子が入っている。これはトウモロコシの中にタンパク質が発現していないだろうということですが、そういった違いがある。

もう一つは、cry1Abの遺伝子が入っている場所が当然B t 11とは違う。その影響がどう出ているかがわかっていない。この部分が大きな違いだろうと思っております。

これにつきましては、またシンジェンタの方で別途シークエンスなりやっているというふうに聞いておりますので、そういう結果が出ましたら追加でまた提供させていただきたいというふうに思っております。

○寺田委員長 これは、それに関係するんですけれども、農林水産省から出ている資料1 - 1のところに「記」と書いてありますね。1と2が諮問事項として書いてありますね。これの別紙1、別紙2というのは資料1 - 2に書いてあるんですね。

だけれども、これを見て、資料1 - 1と1 - 2を読んで、何を諮問しているのかがわからないんです。1%以下なら安全かどうかということを諮問されているんですか。

○境薬事・飼料安全室長 そのとおりでございます。

○寺尾委員 私もそれを伺おうと思ったんですけれども、結局1、2がありまして、1というのは1%以下であれば、B t 10が入っている飼料を牛なり豚なりに食べさせて、人間がその肉を食べたときに、人間に何ら健康影響が出ないということが諮問ですね。

そうしますと、2の方の飼料の安全性というのも同じことで、この飼料を食べさせたときに人への健康影響が出ないということを聞いていますけれども、これは1と2は連動しているような気がするんです。

そうすると、2の方はフルのデータがないとなかなか判断が難しいのではないかと思います。

気がするんです。そうすると、2の方の判断が難しければ、1の方の結論もなかなか出にくいので、諮問に対する回答を出すというのはなかなか難しいのかなという気がしないでもないんですけれども、そこら辺はどういうふうにお考えなのか、ちょっとお伺いしたいんです。

○ 境薬事・飼料安全室長 諮問の中身としましては、2の方はB t 10 そのものの人への食品健康影響評価という形になっております。

1の方は、このB t 10 が具体的に1%以下混入している飼料用トウモロコシを家畜に食べさせて、その畜産物の人への影響を評価していただくというような違いになっているということでございます。

おっしゃるとおり、データが不足している中で、2の方の評価はなかなか難しいだろうというふうに考えておりますけれども、先ほど申しました安全性に恐らく問題はあまりないのではないかとということと、飼料の需給上の観点から、現在知り得る知見において許容基準の設定について評価していただけないかというようなお願いをさせていただいているわけでございます。

○ 寺田委員長 何かほかにございませんか。

どうぞ。

○ 中村委員 御存じないかもしれませんが、シンジェンタは何でこんなことになってしまったんですか。「誤って」と書いてありますけれども、きっと種がまざってしまったんでしょう。それは何か情報は取っておられますか。

○ 境薬事・飼料安全室長 シンジェンタからの報告によりますと、当然B t 11を商品化したわけですので、その種に当然B t 11の表示がされていたわけでしょうけれども、その過程で誤ってB t 10のものにもB t 11の表示をしたものがあったということで、それがわからないうちに出荷されてB t 11として販売されていた。

それが最初わからなかったわけですが、シンジェンタの方もだんだん検査法の改良を行っていく過程で区別ができるようになって、今回誤って出荷されていることが明らかになったというふうに聞いております。

○ 寺田委員長 どうぞ。

○ 本間委員 1%という表の中に、先行したスターリンクが一緒であったということですが、そうするとスターリンクとこれが同等であるという、何か捕捉といいますか、それは成り立つんですか。スターリンクがそうだから、これも1だという論拠でよろしいんですか。

○ 境薬事・飼料安全室長 1%そのものは、スターリンクの許容基準もございますけれども、先ほど言いましたように、いわゆるデータの信頼性という観点から1%ということであれば、標準偏差といいますか、誤差が20%ということですので、大体判断するのに適当な基準かなというふうに考えているわけでございます。

○ 寺田委員長 どうぞ。

○ 寺尾委員 今回の、このデータが不完全なまま申請を受け付けて諮問するというのは非常に例外的なことを考えていいんですね。これが例になって、まだデータがそろっていないのにどんどん申請が来るという事態にはならないというふうに理解してよろしいですね。

○ 境薬事・飼料安全室長 こういう大半をアメリカに依存しているようなものは、とめるわけにはいかないわけです。何らかのリスク管理措置を講じなければいけないわけでございます。

そういう意味で、極めて危機管理的な対応だろうと思っております、そういうときにやはりフルデータがないということもあり得るということで、大変申し訳ないんですが、今ある中で判断し、評価していただけないかというお願いでございます。

○ 寺田委員長 元に戻って、資料1-2の5番目の中の下から2行目に書いてある、要するにこのことですね。このことに関して、この「食品安全委員会」は人の健康に対することはこれでOKかどうか。そういうふうに初めに書いてくれないとよくわかりません。それは行政的な言葉ですからしょうがないのはよくわかりますけれども、どこに何が書いてあるのかなかなかわかりにくいのです。私どもとしても専門調査会の先生方に説明しなくてはいいけませんのでよろしく。

わかりました。ほかに何かございますか。

それから、念のために、フルデータは来るんですか。というのは、説明されたところで、アメリカではもう栽培しない、破棄した。そういうものを、会社は後で義務としていろんなデータをこれからそろえるということですね。

○ 境薬事・飼料安全室長 今、聞いておりますのは、現在、まだ遺伝子配列を読み切っていないところがありますから、その部分のデータを今取っているということで、こちらはそんなに時間がかからないうちに出るというふうに聞いております。

もう一つは、こうやっているいろいろ評価するのに、今、作付けをしてB t 10 そのものをまた秋の収穫に向けてつくっているということですので、それからのデータということになりますともっと時間がかかるというふうに考えております。

○ 寺田委員長 わかりました。よろしゅうございますか。

ほかの３つの組換え食品につきましては、いかがですか。

それでは、最初の方は暫定的というのか、とにかく最初の B t 10 に関しましては、特にこれは法定諮問事項であり、また食品安全基本法第 11 条第 3 項にも、その時点において到達される水準の科学的知見に基づくリスク評価を実施するとされています。このため、本委員会としてはいろいろ、今、御質問しましたことも含めまして、審議を専門調査会にお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○寺田委員長 どうもありがとうございます。それでは、本件につきまして、「遺伝子組換え食品等専門調査会」で審議いたしますし、別の３つの遺伝子組換え食品につきましても審議をさせていただきます。どうもありがとうございました。

また、今の農林水産省もそうですけれども、厚生労働省も場合によりましては、もともとはこちらの事務局から専門調査会の先生方に説明をいたしますけれども、ちょっと複雑なところもございますので、管理省庁の方はどういうところを諮問したいのかということなどを専門調査会の先生方に説明してもらってもわかりませんので、その際よろしく願いいたします。

それでは次の議題「(2)食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」、農薬カズサホスに関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、情報・意見募集の手続が終了いたしておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料 2 に基づきまして御説明をさせていただきます。

今回お諮りいたしますのは、カズサホスという殺虫剤でございまして、何枚かめくっていただきますとページ数が打ってあるところがございまして、5 ページに本品の構造式が真ん中辺に出ております。

これは有機リン系の殺虫剤の一種でございまして、他の有機リン系の殺虫剤と同様に、アセチルコリンエステラーゼ活性を阻害することによって殺虫活性を持つというものでございます。

本品につきましては、他の有機リン系の農薬と同じように、代謝が非常に早いということとでございまして、必要とされる各種毒性試験もすべて行われておりますが、基本的にコリンエステラーゼ活性阻害を主な毒性として動物に対して作用があるというものでございます。

本品につきましては、毒性のとりまとめが 26 ページに書いてございますけれども、「表 19 各試験における無毒性量」ということでそこに羅列をしておりますけれども、その中

のラットの2世代の混餌投与試験における無毒性量を基に、ADIとしては0.00025 mg/kg 体重/日とするのが適当ではないかという専門調査会の御結論になりましたので、これにつきまして本委員会の御了承を受けて、5月26日から6月22日までの4週間、意見・情報の募集をさせていただきました。

その結果、特段の意見はいただきませんで、特に何も御意見・情報の提供はなかったということでございまして、専門調査会としては原案どおりの評価書をもって最終案とすべしということに決しまして、6月29日付けで「農薬専門調査会」座長より本委員会委員長あてに審議結果の御報告のあったものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、どなたか御質問・御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますね。

それでは、この農薬カズサホスにつきましては、「農薬専門調査会」の結論と同じでございすけれども、「カズサホスの一日摂取許容量を0.00025 mg/kg 体重/日と設定する」ということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に「(3) プリオン専門調査会における審議状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料3に基づきまして御説明をさせていただきます。

既に、「プリオン専門調査会」に本委員会より審議をするようにというふうに御指示のあった件につきまして、「プリオン専門調査会」における審議が一応終わりましたので、これに基づいて意見・情報の募集に入ってもよろしいかどうかということをお諮りするものでございます。

案件といたしましては、1枚めくっていただきますと、「1,000 以上で焼却処理をした肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用することに係る食品健康影響評価について(案)」というものでございます。これは農林水産省より御依頼のあった件でございまして、「プリオン専門調査会」においては4回にわたる御審議をしていただいたところでございます。

肉骨粉の焼却灰及び炭化物というのはどのようなものかということについて2ページの下半分に書いてございますが、結局、牛の特定危険部位を除いた部位を原料としてつくった肉骨粉を更に、焼却灰の方は空気を流通させた状況で1,000 、5分間以上で焼くわけでありまして、そうすると、すべて灰になるということでありまして。炭化物の方は空気を遮

断した状態で 1,000℃、30 分間ということで熱をかけますと炭化、炭のような状態になりまして、この灰と炭化物それぞれを肥料として使いたいというものでございます。

専門調査会における議論の中で、3 ページの真ん中辺りに「3 - 2 製造過程でのリスク低減」というところがございますが、勿論原料の肉骨粉の中に特定危険部位が入っていないということは前提としてございますけれども、製造過程の中で 1,000℃、5 分以上、あるいは空気を遮断した状態で 1,000℃、30 分間以上という処理をいたしますと、生産品、灰とか炭化物の中にはアミノ酸自体が含まれていないということが高速液体クロマトグラフィーなどで確認をされているところでございます。

専門調査会といたしましては、4 ページの「4 結論」のところにございますが、牛の特定危険部位及びと畜場法の検査を経ていない牛の部位が混合しない肉骨粉を原料として、空気を流通させた状況で 1,000℃、5 分間以上の処理で製造された焼却灰、及び空気を遮断した状態で 1,000℃、30 分間以上の処理で製造された炭化物を肥料に利用することに係る人への食品健康影響は無視できると考えられるという御判断となっております。

「5 おわりに」のところには、実際に実施をする際には遵守状況について立入検査あるいは製造記録の確認等を検証してもらいたいということが念のため書き加えられておりますが、専門調査会の結論としては、先ほど申し上げましたように、食品健康影響評価は無視できると考えられるという内容になっているものでございます。

本日、お許しいただければ、本日より 4 週間意見・情報の募集をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○寺田委員長 ただいまの説明、あるいは記載事項に関しまして、意見募集する前ですが、どなたか御意見、御質問などございますか。

どうぞ。

○小泉委員 安全性の問題ではないんですが、日本語の問題で、私、最初読んだときに非常にわかりにくかったんですが、2 ページの危険部位、脊柱、脊髓、回腸とありますね。それがどこに係るのかというのが非常にわかりにくいんです。これが、多分理解しているところでは、「混合しない肉骨粉」にかかるだろうと思います。

ところが、例えばそれが「を原料として」と係ってもおかしくないように読めるんです。要するに、14 条に基づく検査を経ていない牛の部位が混合しないものと、それから危険部位、回腸とかを原料としてとも読めるので、その辺もう少しきっちりと書いた方が良いのではないかと思います。これは日本語の問題で、私、最初わかりにくかったので、ちょっと申し上げました。

○村上評価課長 わかりました。御指摘を踏まえまして、文面については再度専門調査会の座長とも御相談をさせていただきたいと思います。

○寺田委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきまして、今、小泉委員から言われました点も含めまして、文面の点はわかりやすいように座長と相談の上よろしくをお願いします。内容は変えるところはございませんから、意見募集をお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次に「(4)かび毒・自然毒等専門調査会における審議状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料4に基づきまして御説明をさせていただきます。

本件は、厚生労働省より食品健康影響評価の依頼のあった件でございまして、これは端的に申しますと、佐賀県及び佐賀県嬉野町が提案した方法によって養殖されるトラフグの肝について、これは人の健康を損なうおそれがないと認められるフグの部位ということと解してよろしいかどうかということについて食品健康影響評価を求められたものでございます。

法文上の規定を書きますと、1枚めくっていただきまして1ページの「1 はじめに」というところに書いてございますような回りくどい書きぶりになるわけでございますけれども、この点につきまして「かび毒・自然毒等専門調査会」におきましては3回にわたって慎重な御審議をしていただいたところでございます。

食品健康影響評価につきましては、提案者、佐賀県及び佐賀県嬉野町の御主張につきまして、2ページの真ん中辺りに書いてございますけれども、これは長崎大学により研究をされてきた方法、すなわち基本的にフグが毒化するのは海中のビブリオ属の細菌が産生するテトロドトキシン、フグ毒が食物連鎖によってフグの体内に蓄積をすることによってフグが毒化するという仮説に基づいているわけでございます。

ですから、食物連鎖を断ち切れればフグは毒化しないだろうということで、「囲い養殖法」と書いてございますけれども、網生け簀で底生性生物から隔離したような形にて網で養殖するとか、あるいは陸上の養殖池で養殖をするというような形で、トラフグのえさとなる有毒生物を遮断して養殖をされることによってできるトラフグの肝は無毒だ。だから、そのものについては食品として安全だというふうに判断してもよいのではないかというのが提案者の主張でございます。

専門調査会における御審議は、その点について慎重に御議論が行われまして、3ページのところにございますが、1つは3-1のところにございますけれども、テトロドトキシ

ンの産生菌ということについては、提案者が挙げた菌以外にも存在する。ですから、そういうテトロドトキシン産生菌のすべてについて提案者は検討しているわけではないというのが第１点でございます。

「３－２ 毒化機構について」でございますが、食物連鎖によってフグの体内に毒がたまるという毒化の機構を提案者は仮説として述べているわけでございますけれども、それ以外の毒化の機構はないのかということについてはっきりとしているわけではない。ですから、食物連鎖さえ断ち切れればフグは絶対に毒化しないということは言えないのではないかとということでございます。

それから、麻痺性貝毒（３－３）についても評価をすべきだというようなことが御議論されまして、３－４のところに書いてございますけれども、御指摘としては、フグの毒化の機構が解明されていない以上、どこを制御すべきかという判断が難しい。

（２）といたしましては、食品健康影響評価の対象となる本案件の養殖方法は陸上養殖である。提案者から提出された実験データは網生け簀養殖と陸上養殖による合計５,０００匹の実験データであるということは、実験の条件がそろっていないということでございまして、実際に今後養殖を予定している施設でのデータもないということでございますので、実験データとしては少ないという御判断になっております。

それから、稚魚を得るための卵は天然トラフグを用いているので、卵自体が無毒ではなくて、それがトラフグの毒化に及ぶ影響が不明であるというようなことが御指摘をされているところでございます。

ということで、４ページに「４ 結論」が書いてございますが、（１）（２）（３）と、今まで申し上げたことと重複いたしますけれども、（１）としては毒化機構が十分に明らかとは言えない。

（２）としては毒化機構が十分に解明されていない以上、養殖方法における危害要因及び制御すべきポイントということを特定することが不可能。それから、データが十分とは言いがたいということでございまして、（３）にございますように「以上の問題より、現時点において、『提案された方法により養殖されたトラフグの肝』について、食品としての安全性が確保されていることを確認することはできない」というのが「かび毒・自然毒等専門調査会」におけます審議の現時点での結論でございます。

本日、お許しいただければ、本日より４週間意見・情報の募集をさせていただきたいということでお諮りをするものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○寺田委員長 ただいまの説明内容あるいは記載事項に関しまして、どなたか御質問、御

意見ございますか。

どうぞ。

○本間委員　今の御報告のとおり、慎重な結論を出したという点で、それ自身は私、評価致しておりますが、一言だけ意見を述べさせていただきたいのでございます。

この毒化の機構がわかっていないという、確かに完璧にはわかっていない対象だと思えますけれども、フグの毒の研究というのはやはり相当綿密にやられた対象物でもあり、その物質自身の化学的な検討も非常に詳細になされたと思います。ただ、ここではつくるといふことの観点に立ちまして行きますと、この毒性が高いがゆえに詳細がわからないと心配であるということではないかと思うんです。

ところが、食品の生産におきましては、そういう必ずしも原理が全部きちっとつながって、わからないからできないということではなくて、実質的には操作の再現性がある、こうやれば毒素が減るとか、そういう有害なものが減るといふことが割と再現性よくやられているという点で行われているのではないかと思ったんです。

ここで、確かに検査した5,000例という例を出してきまして、これでは新しい養殖法では不十分であるという、危険が主流であったというように私も見受けておりますけれども、こういう中でそういう操作といいますか、何でもやって、それ自身が毒素等の量がある一定の含量以下であるということとはもう少し配慮されてしかるべきではなかったかというふうに私は思うわけでございます。だけれども、このところはまさに我々のリスク評価という点で、やたらに毒素の強いものを下げるべきではないという意見も私は傾聴すべきものだったと思っております。

しかし、委員会の見地から外れる発言かもしれませんが、フグを食べたい、しかも肝を食べたいというのは、どちらかというとな人間の非常に欲求の強い部分だろうと思っておりますし、ちょうどアルプスのてっぺんへ行ったら絶壁をおりたいというのと同じで、これは容認されている。ところが、食べ物の方はそこまで規制をしなければならないのかどうか。これは私個人の意見でありまして、実際には九州へ行きますと、これで商売をしているお店がたくさんあるわけで、そういうものの中で、しかしこれがやたらなもので普及をしてはやはり困るという懸念自身はそのとおりの意見だったかもしれませんが、ただし、そういう食品として追及するといふものの一端がかなりそこでふたをされてしまうといふうなことにに関して、私、多少懸念を持った次第であります。

しかも、養殖ということがこれから日本の産業の技術として育てなければならないという中で、非常に絶好な対象物だったというふうな感じを持っております。

私見でわがままな意見かもしれませんが、述べさせていただきました。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。何か、ほかに御意見ございますか。

ないようでしたら、本件につきまして意見・情報の募集手続に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に「（５）動物用医薬品専門調査会における審議状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料５に基づきまして御説明をさせていただきます。

今回お諮りいたしますのは、鶏コクシジウム感染症、アイメリア・アセルブリナ、アイメリア・テネラ、アイメリア・マキシマ、アイメリア・ミチスという、コクシジウム原虫の幾つかのものに対してワクチンとして働く混合生ワクチンについての食品健康影響評価でございます。

ページをめくっていただきますと、「別添」というところから始まるものが専門調査会において今回とりまとめられました食品健康影響評価の案でございます。

鶏コクシジウム感染症につきましては、急性下痢を主徴とする鳥の病気でありまして、死亡例も見られるということでございまして、病原性の低いコクシジウムでは死亡例はないけれども、体重減少あるいは産卵率低下というような損害が生じるということで、これを予防するために、この混合生ワクチンを予防的に投与するというものでございます。

本品につきましては、１ページの２のところにございますように、何株かの鶏コクシジウム原虫の弱毒株の接合体を主剤といたしました５種混合生ワクチンというものでございまして、平飼いブロイラーひなの餌付け用飼料に混合して投与されるというものでございます。

このようなワクチンの同等品は、海外でも広く使用されておりまして、国内でも類似品としては、今回５種の混合生ワクチンでありますけれども、３種の混合生ワクチンが既に承認され、市販されているということでございます。

この製剤については、リン酸緩衝食塩液のほか、特に添加剤はない、添加されていないということでございます。

安全性について検討をしていただきましたところ、本ワクチンについては、このコクシジウムにつきましては宿主特異性が高く、鳥の病原虫は鳥にしか感染しないというふうに行われているところございまして、人に対する病原性はないという御判断になっているところでございます。

ということで、本生物学的製剤に含まれるワクチンの主剤以外の剤をつくるために加え

たものはリン酸緩衝食塩液だけということでございますので、主剤についても問題がない。それから、製剤化の際に使ったその他の剤についても問題がないということでございまして、2 ページのところの最後のところに「4 . 食品健康影響評価について」というところがございしますが、「上記のように、当ワクチンの主剤は弱毒化された鶏コクシジウム原虫（アイメリア5 株）のオーシストである。主剤のアイメリアは鶏への感染性を有するが種特異性が高いことが知られている。これまでヒトに感染した事例も報告されておらず、ヒトへの病原性はないと判断される。

また、製剤には特に添加剤は使用されていない。

これらのことから、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる」という結論となっているところでございます。

本日、お許しいただければ、この案をもちまして本日より4 週間、意見・情報の募集をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○寺田委員長 ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、御意見などございますか。

ないようでございますので、本件につきまして意見・情報の募集手続に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして「（6）食品安全モニター課題報告『食の安全性に関する意識等について』（平成17 年5 月実施）」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○藤本勧告広報課長 それでは、資料6 を御覧いただきたいと思います。

平成17 年度に新たに食品安全モニターを依頼したということでございまして、そういうことで食品の安全性に関する意識等の調査を行ったということでございます。

モニター全体では、3 分の1 が継続して引き続きモニターをされる方、依頼される方で、残りの3 分の2 が新しくモニターに参加いただいた方というふうな構成になっております。

1 ページ目の「1 . 調査目的」にございますように、 から のような3 つの項目につきまして調査を行いました。

1 つが、食品の安全性に係る危害要因等についての不安の程度などを聞いたものでございます。

2 番目が、BSE や鳥インフルエンザにつきまして、情報の認知度とか、あるいはVCJD の症例確定に伴いまして委員長談話を発しましたけれども、それに関連する評価などを聞いてございます。

としまして、委員会のホームページ、また季刊誌に対する評価について伺ったという

ことでございます。

めくっていただきまして、3ページの調査の概要を御覧いただきたいと思います。

まず、1つ目のテーマでございますけれども、危害要因等に対する認識ということでございます。

まず、四角の1のところでございますが、自然災害あるいは交通事故とかそういった日常生活を取り巻くほかの分野と比べまして、食品の安全性に対しての不安というものを相対的にどれくらい感じているかということを聞いたものでございます。昨年5月にも同様の調査をしておりますので、その比較をさせていただきますけれども、引き続き4割を超える方がほかの分野よりも大きいという回答でございました。

四角の2のところでございますけれども、8つの要因につきまして、昨年と同じ項目につきまして、食の安全性の観点から感じている不安の程度について聞いております。こちらの方も基本的には昨年と同様、汚染物質とか農薬を始めとしまして、不安が高いというもので、その両者では9割前後の人が不安を感じているということでございます。

その理由としまして、「過去に問題になった事例があり、不安(32.4%)」とか、あるいは「事業者の法令遵守や衛生管理の実態に疑問(36.8%)」といったような理由が挙がっているというところでございます。

このグラフを見ていただきまして、1年ということでございますので、統計的に確たることが言えるような差はないわけでございますけれども、何となく若干不安の程度が緩和されている方向にあるのかなというような感じではございます。

それと、1つはいわゆる健康食品のところでございますけれども、本文の方には改めて詳しく載っておりますが、不安を感じた理由としまして、平成16年5月の調査におきましては、一番大きい理由としまして、規制とか規格基準や表示等の規制が不十分というものが挙がっておりました。38.5%の人がそういう指摘をしていたということでございます。

それに対しまして、今回の調査におきましては、それが10%ポイント低下しまして、相対的に「科学的な根拠に疑問(29.2%)」という項目が上昇したということでございます。2月に健康食品の制度の見直しを厚生労働省の方でなされて、条件付き特保とかそういう制度が新たに設けられましたけれども、そういった関連があるのかなのか、これだけではわかりませんけれども、そういう動きがございました。

次の4ページの方でございますけれども、BSEとか鳥インフルエンザの関係でございます。

四角の3のところでございますけれども、まず国産の牛肉とか鶏肉・鶏卵に対する安全

性に対する認識とか、BSEの関連で4項目、あと鳥インフルエンザの関係で4項目、それぞれ例えば国産牛はすべてBSEの検査をしているとか、あるいはSRMの除去がなされているとか、肉骨粉の給与が禁止されているとか等々についての認知具合を聞いてございます。

上にございますように、勿論項目により差はございますけれども、概してBSE関連の項目については「だいたい知っている」以上の方が8割から9割ぐらいいまして、国産の牛肉の安全性についても8割近くはおおむね安全と認識しているというふうな結果になってございました。

5ページの方でございますけれども、四角の4でございます。先ほど申しました委員長談話の発出に関しまして、どれくらい知られているかということでございます。3分の2の方が内容自身も知っているということで、発表がなされたこと自身について知らなかったという方は16.4%といったような結果になっておりました。

四角の5のところでございますように、新聞、テレビで広くといいますか、取り上げていただいたような結果だろうと思います。

四角の6のところでございますけれども、その内容につきましてどの程度理解されたかということでございますけれども「よく理解できた」という方が32.4%、「だいたい理解できた」という方が59.9%おりまして、おおむね9割の方が内容はわかったということでございます。

6ページの方でございますけれども、その談話を知って不安の程度がどういうふうに変化したかということのを四角の7のところ整理してございます。

上の方のグラフが、まずそもそもVCJDの症例の確定を知った際に不安を感じたかどうかということでございます。3分の2の方が何らかの不安を感じたということでございました。そのうち、半分の方が談話の内容を知って、ある程度不安感が減少したというような回答を得ております。

四角の8のところでは、談話に関しまして、例えば発表のタイミングと、内容そのものについて適切であったかどうかというのを聞いてございます。3分の2の65.2%の方が発表時期、内容とも適切であったということでございました。ただ、内容に関しては4分の1ぐらいの方が不適切といったような指摘をされた方がいます。

それで、こういった点がということで自由記述で聞いておりますけれども、幾つか主だったところを紹介しますと、まず1つは、談話の中でこういう考え方が有力とか、あるいはほとんど排除されていますとか、何とかと考えられてい

ますといった表現がございますけれども、それが断定的な表現ではないので不安を感じたということが1点指摘されていまして。

2番目には、談話の内容は非常に簡潔に表現されていて、科学知識を持った方は非常にわかりやすい、適切な量であった、あるいは内容であったと考えられるけれども、多くの人は、例えばBSE対策そのものについてもよく知らないといったような方も多いので、やはり易しい補足説明が必要であったのではないかという指摘がございました。

3番目には、英国で感染していたとされる科学的根拠が不明なのではないかといったようなことで疑問が残るといったような指摘が多うございました。

大体、そういう3つが内容面に関して指摘があったようなことでございました。

次に、7ページでございますけれども、ホームページ、季刊誌に関する評価の関連でございます。

四角の9のところでは、まずホームページでございますけれども、どの程度閲覧されているかということでございます。3分の2の人が大体見たことがあると言っていて、全体の3分の1の人が定期的に見ているような状況であるということでございました。

四角の10のところで、その評価を聞いてございますけれども、情報量を中心としまして、7割の方がおおむね評価できるというふうなことでございます。ただし、情報の探しやすさとか内容のわかりやすさといったところでは若干「あまり評価していない」という指摘をされる方も散見されるというような結果でございました。

こちらにつきましても、自由記述で意見をいただいておりますけれども、ホームページの探しやすさの関係では、頻繁に利用しているような人はむしろ項目別にきちんと整理されていてわかりやすいという意見も結構ある一方で、めったに使わない人あるいは初めて利用するような頻度の低い人にとってはわかりづらいといったような指摘が多かったというふうなことでございます。そういう中で、一般消費者向けと専門家向けに画面構成をうまく整理するとか、2段階でそういうふうなホームページの構成をするとかといったような工夫が必要なのではないかというふうな指摘をいただいております。

あと、このほかの方からいただいたことでございますけれども、文字が小さいとかそういう指摘も結構いただいておりますのと、あとPDF形式の、ファイルをよく使っているわけですが、それがあまり評判がよくなかったといいますが、そういう指摘も受けておりました。

次に、7ページの下で最後でございますけれども、季刊誌に関しての評価でございます。こちらの方は、全般的に内容のわかりやすさを始めとしまして、9割の方からおおむね評

価をいただいているというようなことでございます。

こちらにつきましても、自由記述で意見をいただいておりますけれども、せっかくなのでこういうものをいろんな多くの人に周知してもらうこと、あるいはいろんなところに置いて一般の人の目に触れるような機会を設けるべきだといったような御意見を多数いただいております。

内容的には、やはり文字の大きさが小さいとか、わかりやすく表現していただく上では簡潔な解説が必要ではないか。要するに、文章が長いものが散見されるといったような御指摘がございました。また、重要なところはゴシック体を使うとか、そういうめり張りをきかせた表現を使ったらどうかといったような御指摘などをいただいております。

私からの報告は以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。大変お手数なところもよくまとめてくださって、どうもありがとうございます。

何か御意見ございますでしょうか。

例えば、モニターが3分の2、先に替わりますね。後のフォローアップというんですか、辞めた方とか向こうをフォローアップするようなシステムはつくれないんですか。あるいは連絡をもっとキープしておくとか。

○藤本勸告広報課長 確かに、そういうことは重要かと思います。

現状だけで言いますと、残念ながら一旦終わった方はその後の連絡は取っていないという状況になってございます。御指摘を踏まえまして。

○寺田委員長 いや、金額の問題とか全部ではなくても、何かいろんな情報を出しますね。そういうことをお知らせする。確かにお金がかからないようにするのであれば、結局は紙になって送られたりしていたものが電子媒体になりますね。

わかりました。何か御意見ございませんか。

どうぞ。

○本間委員 モニター会議というものに、私も何回か出席させていただいて、1年に1回のこうやって実際に参加する会議であるというので、やはりモニターさんの中には、少し密度の高い、ですから、これは辞めてからの話ですので、やはり積極的な関心をお寄せいただいたという点で、そういうO G・O Bではないけれども、電子媒体とかそういうものでもやはり一つの手段ではないでしょうか。お考えになっていいことだと思います。

○寺田委員長 どうもありがとうございます。

それでは、そのほかに議事がありますか。

○ 小木津総務課長 「（７）その他」で幾つかございますが、まず資料７に関しまして御説明を申し上げたいと思います。

これからお話しします取扱いにつきまして、あらかじめ御了解をいただければ、この方針に基づきまして、今後事務的な準備手続を進めさせていただこうということで、これから御説明させていただきたいと思います。案件は「専門調査会及び専門委員の任免に係る今後の取扱いについて（案）」ということでございます。

専門調査会の設置につきましては、この委員会の決定による運営規程に基づきまして現在 16 の専門調査会が設置されているところでございますが、各専門調査会は、それぞれの所掌に基づきまして引き続き調査審議を行う必要がございます。こういった現状の専門調査会の設置状況を前提といたしまして、次のページにございますが、専門委員の任免方針につきまして統一的な方針が出されておりました、それに基づいて対応したいということでございます。

内閣府におきましては、この専門委員等の任期につきましては、従来設定されてこなかったわけなんです、今回、平成 16 年 8 月の人事課長通知によりまして、専門委員においても任期を設定する必要があるということで、扱いを統一するということになりました。

したがって、「食品安全委員会」におきます専門調査会につきましても、この扱いを統一したいと考えておりました、新たに任期を付して発令するということが必要になっております。

そして、現在ほぼ設置より 2 年を経過した専門調査会が多いわけですが、任命時より 2 年経過した専門調査会の専門委員につきましては、原則として改選時期に合わせて一斉に辞職願を提出していただいた上で再度改選するというので、その後は原則 2 年間の任期を付すという扱いにさせていただきたいと考えております。

ただし、現在の調査審議の継続等によりまして、今、改選を行うことが適当でない専門調査会については別途検討するものと考えております。

また、任期の途中での交替の場合には従来どおり前任者の残任期間を任期とするという扱いにさせていただきたいと考えております。

そして、その統一的な改選時期でございますが、発令を平成 17 年 10 月 1 日ということでできれば統一したいと考えております。

「（３）考慮すべき事項」ですが、別途検討しなければならない、専門調査会として「プリオン専門調査会」「農薬専門調査会」がございます。

「プリオン専門調査会」につきましては、米国産牛肉等の貿易再開問題が実質的には審

議中でございます。また「農薬専門調査会」につきましては、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして評価案件の急増が今後予定されております。そんなことから、この2つについては別途検討するという扱いで、今回の一斉の改選時期にはとらわれないという扱いにさせていただきたいと考えております。

そして、選定に当たっての一般的な原則として言われていることが、府省出身者は原則として専門委員に選任しない。70歳以上の者は原則として専門委員に選任しない。女性専門委員の割合を30%達成するよう努める。また、リスク管理機関からの独立性ということで、密接な関係を有する審議会等の委員には兼職しないことが望ましいといった一般的な原則を、少なくとも選定に当たっては配慮していきたい。このように考えているところでございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、何か御質問とか御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○中村委員 改選された後は2年で、原則として重任はないわけですか。

○小木津総務課長 再任という意味ですか。再任は特に規制されておりませんので、またその際に御判断をいただいて、選任の手続を取るということでございます。

○寺田委員長 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○寺尾委員 専門委員の数というのは、特に決まっていませんね。

○小木津総務課長 定員はございません。

○寺尾委員 そうすると、なるべく、もし見つければなんですけれども、専門委員の数は多い方がいろいろと将来に向けては便利ではないかと思えます。

○小木津総務課長 例えば、先ほどお話をしました「農薬専門調査会」などにつきましては、どうしても評価案件の急増というものが見込まれますので、そういった調査審議の実態に合わせてまた御検討させていただきたいと思っております。

○寺田委員長 定員はなくても、非常勤で来られる方というのは、そのときわずかかどうかはともかく、お金を出したりするので、全体として前もってある程度予算が決まっていなくても結構なんですか。

○小木津総務課長 予算上の想定された人数というのは当然ございますので、その裏付けがある範囲でということになるかと思えます。

○寺田委員長 ほかにございますか。

それでは、この 16 ある専門調査会、これは差し当たってはとにかく統廃合といいますか、これをやめたり、これを新たにしたりということは今のところ考えていないということですね。

○小木津総務課長 そうでございます。

○寺田委員長 内閣府から上がってきたところに沿っているわけですから、これでやっていただいてということで、それでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○寺田委員長 どうもありがとうございます。それでは、この専門調査会及び専門委員の任命に係る今後の取扱いについては資料 7 のとおりにしたいと思います。資料 7 に基づいて作業を進めてください。お願いします。

公募の方がいらっしゃるので、10 月からでしたらあまり時間的な余裕がありませんね。

○小木津総務課長 7 月に入りましたら、事務手続を進めなければいけないという状況でございます。

○寺田委員長 それでは、次に茨城県で発生いたしました鳥インフルエンザに関しまして、事務局より報告がございます。

○一色事務局次長 それでは、資料 8 を用いまして御説明をさせていただきます。

資料 8 でございますが、6 月 26 日、農林水産省及び茨城県から、茨城県下の養鶏農場で H 5 N 2 亜型の A 型インフルエンザが分離されたとの公表がございました。

政府では、鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議をつくりまして、「食品安全委員会」も参加いたしまして、政府一体となって対応しております。現在までに当委員会では情報収集いたしました経過等を報告させていただきたいと思います。

まず、「1. 経緯」でございますが、この養鶏農場は茨城県下のいわゆる卵を生産しております農場でございまして、飼育規模は二万五千羽というふうに聞いております。

本年 4 月ごろから、いわゆる産卵率の低下とか死亡率のわずかな増加が認められており、民間の検査機関で検査を行っていましたが、A 型インフルエンザを疑うウイルスが分離されまして、独立行政法人の動物衛生研究所の方でいわゆる高病原性の鳥インフルエンザで H 5 N 2 亜型が確認されました。

2 枚目をお願いいたします。

「2. 防疫対応状況」といたしましては、6 月 25 日に茨城県におきまして立入検査等が行われていましたが、毒性の弱いタイプであるというふうな推定が動物衛生研究所の方

でなされております。

6月29日水曜日現在でございますが、発生農場の処分は全鶏を約二万五千羽殺処分いたしております。

周辺農場でございますが、ここにありますように、検査を行いました結果、抗体検査で11農場は陰性でございましたけれども、5つの農場につきましては抗体が陽性反応を示しております、農林水産省の「家禽病小委員会」の方では予防的見地から鶏の病気を蔓延させないために全頭を殺処分するように勧告がなされております。

また、消毒のポイントといたしまして、国道294号線沿いに1か所消毒ポイントが設置されております。

更に、サーベイランスを強化するように農林水産省の方で対策が取られております。

3番は、該当農家の方たちの健康状態でございますが、現在いわゆる該当農家の方の健康状態については問題がないということが確認されております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御質問なり御意見ございますでしょうか。ございませんね。

それでは、「(7)その他」の次はアメリカの件ですね。その前に、私が委員長談話として、委員会として私の名前で27日付け鳥インフルエンザのこれまでの鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトに感染した例は世界的にも報告がないということから、鶏肉及び鶏卵は安全と考える旨の委員長談話を出して、国民の皆さんに冷静な対応をお願いしたところ です。

今のところはどうなんですか。卵の件については、評価のところとは違う管理の問題ですけれども、どういう状態なんですか。

○一色事務局次長 現在のところ、そういう困った情報等は入ってきておりません。

それから、いわゆる抗体検査におきまして陰性になりました農家からの卵については、出荷を認めるという方向で検討されております。

○寺田委員長 何か御質問ございますか。

それでは、米国2頭目のBSE感染牛の確定につきまして、米国農務省より発表がありました。その件につきまして事務局より報告があります。よろしくお願いいたします。

○一色事務局次長 それでは、資料9をお願いいたします。

まず、問題の牛につきまして御説明いたしたいと思いますので、2枚目を見ていただきたいと思います。2枚目右肩に「参考2」と書いてありますところでございますが、それ

の「３．当該牛の特徴及びＢＳＥ検査の経緯」でございます。

（１）、昨年１１月にＢＳＥリスクが高いとみなされている歩行できない牛、いわゆるダウン牛であったため、この牛は検査対象とされております。

（２）といたしまして、昨年１１月の時点で米国農務省が確認検査としてＩＨＣの検査を行いました、その当時は陰性というふうに判断されております。

（３）、今月の初めに、農務省の監査局長が、もう一つの確認検査手法でありますウェスタンブロットでもう一度再検査をやり直すということを勧告いたしました。このウェスタンブロット法により再検査の結果、ＢＳＥ陽性という結果が得られましたので、米国農務省はいわゆる国際的なレファレンスラボであります英国の獣医学研究所に当該サンプルを送りまして、確認試験を要請したところでございます。

（４）でございますが、この当該牛は２００４年１月よりの暫定的最終規則により、人の食料供給に入ることが禁じられております。

また、米国農務省からの別の文書によりますと、この牛はテキサスで生産された牛でございます、年齢は約十二歳、雌の牛でございます。既にこれは焼却処分されておりました、フードチェーンには入っていないという情報を得ております。

１枚目に戻っていただきますと、今後のことがここに書いてございまして、米国で２頭目の牛がウェスタンブロット法で陽性になったということを受けまして、今後米国では、（２）でございますけれども、エライザによります１次検査の結果、擬陽性となった牛に関しましては免疫組織化学的検査（ＩＨＣ）及びウェスタンブロット法、この２つの方法で再確認を行うというように指示をしたという報告があります。

そして、どちらかの方法で陽性になった場合は、ＢＳＥ陽性牛というふうに以後判定するというふうに報告されております。

更に、２番でございますが、この牛に関します情報といたしまして、（１）に書いてありますように、当該牛のウェスタンブロットの結果というのは非常に弱い陽性でありましたことから、農務省のＩＨＣの感度では、発見できなかった可能性がある。

また、（２）では、異常プリオンの脳の中の分布が均等ではなくて、近接した箇所を検査しても同一の結果が得られない可能性があったという指摘が農務省の方から行われたところでございます。

以上でございます。

○寺田委員長　ありがとうございます。何か御意見とかございますか。

当然のことですけれども、情報がまた集まりましたら、来ましたら教えてください。

そのほかにはございませんでしょうか。

どうぞ。

○一色事務局次長 先日から、事務局で検討させていただいておりました食品健康影響評価技術研究事業の研究課題の公募準備ができましたので、本日より広く公募の手続きを取らせていただきたいと思います。

以上、報告でございます。

○寺田委員長 どうぞよろしくおねがいします。いい応募が来たらいいですね。

あと、何かほかにございますか。

○小木津総務課長 ございません。

○寺田委員長 それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。「食品安全委員会」第101回の会合を閉会いたします。

次回の会合につきましては、7月7日木曜日13時からと予定いたしておりますが、当委員会も7月1日で設立してから3年目に入ります。つきましては、次回は食品安全担当の棚橋泰文内閣特命担当大臣をお招きして「食品安全委員会」の3年目に向けた意見交換などを行いたいと考えています。

また、7月4日月曜日14時30分から「リスクコミュニケーション専門調査会」を公開で開催いたします。

6日水曜日14時から「農薬専門調査会」を非公開で開催を予定していますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。